

力を合わせて、冬の盛岡を安全・快適に

# 除排雪

市は、冬の安全な交通の確保を目指し、市道の除排雪を実施します。また、バス路線など主要交差点を中心に凍結防止剤を散布します。現在、市道の総延長は2118\*<sub>0</sub>にも及び、全ての市道の除排雪には対応できません。自宅の前や身近な道路は、隣近所で協力し合って除排雪をお願いします。担当は除排雪対策本部。【広報ID】1001818

## 1 本年度の除排雪体制

本年度の除排雪の対象は、市道のうち車道1519\*<sub>0</sub>（昨年度比5.6\*<sub>0</sub>増）。これは盛岡から北九州間の距離に相当します。歩道は368\*<sub>0</sub>（同3.1\*<sub>0</sub>増）です。次の出勤基準や優先順位などに基き除排雪します。

### 除雪車はどんなとき出動するの？

- ①降雪量が約10\*<sub>0</sub>を超えたとき
- ②路面の吹きだまりが著しいとき
- ③車体の底が接触するほどの「わだち」ができたとき

### 除雪作業の優先順位は？ 排雪するのはどんなとき？

#### <盛岡・都南地域>

- ①バス路線などの幹線道路  
6時完了を目標に除雪。大型車両の擦れ違いが難しい場合は排雪します
- ②バス路線以外の幹線道路  
7時完了を目標に除雪。一般車両の擦れ違いが難しい場合は排雪します
- ③生活道路  
②の路線終了後、順次除雪。一般車両の通行が難しい場合は排雪します  
※除雪作業時間は降雪状況で変わります



「除雪」と「排雪」の違い  
除雪：道路上の雪をかき分け通行スペースを確保する作業  
排雪：雪をトラックに積み込み、雪置き場へ運搬する作業

#### <玉山地域>

市道や農道、林道などの生活路線を区域に分けて、通勤・通学時間帯前の完了を目標に除雪します。

### 大雪が降った時の対応は？

積雪がおおむね40\*<sub>0</sub>を超えて市民生活に大きな影響を及ぼす恐れがある場合、豪雪対策本部を設置します。関係機関と協力して、除排雪に関する問い合わせの受け付けや現地確認の体制を強化し、大雪に対応します。

## 2 除排雪作業にご協力ください

昨年度、除排雪や凍結防止剤の散布にかかった費用は、市全体で約6億9000万円。市は業者などに委託して、できる限り除排雪作業に取り組みますが、路地や戸口の除排雪までは行き届かない状況です。安全に効率よく作業するため、次のことにご協力ください。

### 出入り口の除雪に協力を

除雪車が通った後、道路脇には寄せられた雪が残ります。戸口の雪は各家庭に必要なに応じて除雪するよう、ご理解とご協力をお願いします。

### 宅地などの雪を道路に出さないで

宅地などの雪を道路に出すと道幅が狭くなったり、でこぼこになるため大変危険です。道路には絶対に出不さないでください。

### 路上駐車はやめましょう

除排雪作業の妨げになるため、路上駐車や、車道や歩道へはみ出すような駐車はやめてください。

### 深夜、早朝の除雪作業にご理解を

除雪作業は、交通量の少ない深夜から早朝にかけて行われる場合があります。除雪車のエンジン音や振動でご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

### 凍結防止剤の散布

バス路線などの主要な交差点や急な坂道などの滑りやすい場所には、散布車を使って凍結防止剤を散布するほか、凍結防止剤を入れたドラム缶を設置します。滑りやすい路面で、車両がスリップしそうなときや、歩行者が滑って危ないときにお使いください。凍結防止剤はその場所のみで使うものなので、持ち帰らないでください。

### 雪が降る前に準備をしましょう

- ◎屋根には雪止めを付けましょう。道路沿いの屋根から落ちる雪は、歩行者にとって危険です
- ◎道路にはみ出している樹木の枝は、除雪作業や通行の支障になります。枝を払うなど、適切に管理しましょう
- ◎道路と宅地の段差に設置している踏み板は、除排雪のみならず通行の支障になるため撤去しましょう



踏み板は撤去しましょう

## 福祉除雪のお知らせ

来年3月31日(木)まで

自分で除雪は難しい... どうしたらいいの？

### ▶市職員による福祉除雪

市は、1人暮らしの高齢者や身体障がい者などの世帯で、家庭や地域での除雪が困難な場合に、玄関先から道路入り口までの通路を除雪します。原則、受け付けした翌日以降に作業します。

【申し込み】積雪時に市除排雪対策本部 ☎603-8004で電話受け付け

### ▶施設や団体などの協力による福祉除雪

市社会福祉協議会が、雪かき協力団体を派遣します。

【申し込み】積雪時に市社会福祉協議会 ☎651-1000で電話受け付け。活動できる範囲が限られるので、受け付け後、派遣できるかどうかや派遣費用などについて連絡します

## 3 除雪の際にご利用ください

### 凍結防止剤の配布

市道に散布する凍結防止剤を町内会・自治会へ無料で配布しています。道路が凍結し困ったときは、町内会・自治会から受け取りご利用ください。  
※凍結防止剤は雪かき後、1平方メートルあたり一握りほどを目安に散布してください



### 町内会・自治会に貸し出します

<小型除雪機>  
希望する町内会・自治会へ小型除雪機を無料で貸し出しています。保管場所がない町内会などには、1日単位で貸し出します。指定した場所での借り受け・返却が条件です。



<運転手付きトラック>  
町内会・自治会などで行う除排雪作業の際、たまった雪を運搬する運転手付きのダンプトラック（2\*<sub>0</sub>車、4\*<sub>0</sub>車）を無料で貸し出します。学校周辺で排雪する場合や積雪の深さがおおむね35\*<sub>0</sub>を超えた場合は、雪の積み込み用機械も併せて貸し出します。

### 雪置き場

大量にたまった雪は、市指定の12カ所の雪置き場（地図参照）をご利用ください。  
※⑩湯沢西一丁目の駐車場は、湯沢消防屯所建設工事が終わる12月13日(日)から利用できません

☆雪置き場にゴミを捨てるのは不法投棄となり、罰せられることがあります  
☆許容量を超えた場合は閉鎖することがあります。閉鎖の情報は市ホームページに掲載します



<b>①好摩の旧道路敷</b> 	<b>②波民運動公園の河川敷</b> 	<b>③上田字小野松の旧道路敷</b> 
<b>④繋字北ノ浦のダム敷地</b> 	<b>⑤上太田上川原の河川敷</b> 	<b>⑥大沢川原一丁目の河川敷★1</b> 
<b>⑦東仙北二丁目の河川敷★2</b> 	<b>⑧門の河川敷</b> 	<b>⑩湯沢西一丁目の駐車場</b> 
<b>⑨三本柳の河川敷★3</b> 	<b>⑪手代森の河川敷★4</b> 	<b>⑫東見前の河川敷</b> 

☆1 利用は8時から17時まで。10\*<sub>0</sub>以上の車両は進入できません。混雑するので、なるべく他の雪置き場を利用してください  
☆2 一般車両は河川敷沿いの道路を利用してください ☆3 河川敷へは国道396号側から左折して進入するようご協力ください ☆4 10\*<sub>0</sub>以上の車両は進入できません

## 除排雪の問い合わせ 除排雪対策本部の設置期間 12月1日(火)～来年3月31日(水)

- ▶市道（玉山地域を除く）：除排雪対策本部 ☎603-8004
- ▶農道（玉山地域を除く）：農政課 ☎613-8459
- ▶林道（玉山地域を除く）：林政課 ☎613-8451
- ▶玉山地域の市道・農道・林道・雪置き場など：玉山総合事務所建設課 ☎683-3839
- ▶凍結防止剤、小型除雪機、貸出ダンプトラック、雪置き場（玉山地域を除く）：道路管理課 ☎613-8543
- ▶国道4号：国土交通省盛岡国道維持出張所 ☎636-0018
- ▶国道46号：国土交通省盛岡西国道維持出張所 ☎687-5888
- ▶国道106号、282号、396号、455号、県道：盛岡広域振興局土木部道路環境課 ☎629-6646（月～金曜の8時半～17時15分） ☎629-6521（夜間、土・日曜、祝日）

### ホームページからお問い合わせを

電話による問い合わせは混み合うため、つながりにくくなる場合があります。市ホームページのお問い合わせ専用フォームをご利用ください。  
【広報ID】1001825



盛岡市緊急経済対策事業

## プレミアム付き応援チケット

# モリオ★エール

チケットのご利用期間は12月14日(月)まで！  
使い忘れにご注意ください！

※チケットは、本事業へ参加しているお店にて販売しております。  
※チケットのご利用は、購入した店舗のみ有効です。  
※チケットの有無、利用条件につきましては直接店舗へご確認ください。

モリオ★エール参加店舗は専用ポータルサイトでご確認ください！

問い合わせ先 盛岡商工会議所「応援チケット」係 ☎020-8507 盛岡市清水町14-12 TEL(019)624-5880 <https://morio-j.com/mp/morioell/>

相続贈与についての悩み・疑問をお聞かせください

相続発生前にできること、相続発生後にやるべきことをご提案しあなたの相続を解決へと導きます。

「相続・贈与相談センター」では税理士、弁護士、司法書士、不動産鑑定士等、各種専門家がネットワークを組んで、お客様の相続に関わる問題を解決しています。

無料相談会実施中！

ご予約はこちら

相続・贈与相談センター

運営会社：佐藤税理士法人

TEL019-656-4600